

VI 地域資源保全管理構想

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定して推進活動を実施し、活動期間終了後に農道や水路等が適切に管理できるよう、地域資源保全管理構想を策定します。

【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展しており、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1～3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施
- 3 推進活動の結果を踏まえて、5年間の活動終了時まで、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
●活動計画の作成 (保全管理目標及びその内容、目標実現に向けた推進活動の内容)				
推進活動(地域における検討会、意向調査等)の実施				
●素案 ●決定(総会の議決) 地域資源保全管理構想策定 (策定後5年程度を見通した課題、目指すべき姿、取り組むべき活動・方策)				

各段階の詳細な実施手順は、以下(次ページ)に示すとおりです。

地域計画の策定に伴う「地域資源保全管理構想」のみなし規定について【R5拡充】

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれている場合は、それをもって地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っていたいただき、農用地や水路等の地域資源の①保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき②保全管理の内容とその③活動方向を定めた上で、これを実現する具体的な行動として④活動内容を定めます。

これらの項目については以下に示すとおり、想定される主な内容を活動計画書に例示していますので、該当する項目から選択することにより活動計画書に記載します。該当項目が無い場合は、「その他」の項目に具体的な内容を記載します。

① 構造変化に対応した保全管理の目標の設定

	類型	保全管理目標	該当地域等
☐	中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。	「地域計画」のうち「目標地図(基盤法第19条第3項の地図をいう。)」に位置付けられた者」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当
☐	集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。	多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当
☐	地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。	地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当
☐	集落間・広域連携型	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。	活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当
☐	多様な参画・連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。	資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当
☐	—	その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)	

② 保全管理の内容

今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
- ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
- ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理
- ☐ その他

例：景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理、農地集積や水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等

③ 活動の方向

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、今後進めていく方向性を選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- ☐ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- ☐ その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)



④ 活動内容

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、具体的に行う推進活動内容について選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- ☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ☐ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
- ☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- ☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- ☐ その他(例:地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動 等)

2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要のある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、次の3. に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録(実施要領様式第1-6号)に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

3. 地域資源保全管理構想の策定

(1) 地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っただき、構想としてまとめていただくものです。

具体的な記載内容としては以下のとおりであり、地域計画や市町村が定めるビジョン等で整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。

※地域資源保全管理構想の策定がない場合、補助金を返還する必要があります。

なお、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれている場合は、それをもって地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

(別添)	
○○地区地域資源保全管理構想 (○年○月作成)	
1. 地域で保全管理していく農用地及び施設 (1) 農用地 (2) 水路、農道、ため池 (3) その他施設等	・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。 ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。
2. 地域の共同活動で行う保全管理活動 (1) 農用地について行う活動 (2) 水路、農道、ため池について行う活動 (3) その他施設について行う活動	・対象とする活動の範囲、内容を記載する。
3. 地域の共同活動の実施体制 (1) 組織の構成員、意思決定方法 (2) 構成員の役割分担 ① 農用地について行う活動 ② 水路、農道、ため池について行う活動 ③ その他施設について行う活動	・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。
4. 地域農業の担い手の育成・確保 (1) 担い手農家の育成・確保 (2) 農地の利用集積	・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。
5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策	
・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。 (取り組むべき活動・方策の例) ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化 ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用 ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動 ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動 ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備	
※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。	

(2) 組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

①話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- ・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

②資料の準備

- ・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・地域計画や市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③課題の抽出

- ・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。

(3) 地域資源保全管理構想の策定

(2)で検討した内容を所定の様式に取りまとめます。

次のページに記載例を示します。(青字部分が記載例)

〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 〇a
畑 〇a
草地 〇a

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池

水路 〇km(開水路 〇km、パイプライン 〇km)
農道 〇km
ため池 〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3) その他施設等

鳥獣害防護柵 〇箇所
防風林 〇箇所
防風ネット 〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(5月)
・遊休農地発生防止のための保全活動 毎年1回(6月)
・畦畔・農用地法面の草刈 毎年1回(5月)
・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
(活動の範囲は別紙のとおり)

対象とする活動の範囲、内容を記載する。

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

・水路の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
・水路の泥上げ 毎年1回(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油) 毎年1回(4月)
・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
(活動の範囲は別紙のとおり)

2) 農道

・路肩、法面の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
・側溝の泥上げ 毎年1回(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定
・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
(活動の範囲は別紙のとおり)

(3) その他施設について行う活動

・鳥獣害防護柵の適正管理 毎年3回(6月、8月、9月)
・防風林の枝払い 毎年1回(4月)
・防風ネットの適正管理 毎年1回(4月)
(活動の範囲は別紙のとおり)

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。

担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

(2) 構成員の役割分担

活動項目 \ 構成員区分	農業者 (担い手)	農業者 (担い手以外)	土地持ち 非農家	地域 住民	その他 ()
①農用地について行う活動	■	■	□	□	□
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	□	□	□
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■	□	□	□
・畦畔・農用地法面の草刈り	■	■	□	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■	■	■	□
・水路の泥上げ	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(かんがい期前の注油)	■	■	■	■	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■	■	■	□
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(農道の路面維持)	■	■	■	■	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
③その他施設について行う活動					
・鳥獣被害防止柵の適正管理	■	■	□	□	□
・防風林の枝払い	■	■	□	□	□
・防風ネットの適正管理	■	■	□	□	□

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

【現状の例】

- ・令和〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標の例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
- ・法人化を進め、令和〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、令和〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

2) 農地の利用集積

【現状の例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標の例】

- ・農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

作成後 5 年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

【今後の課題、目指すべき姿の例】

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- ・5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

【取り組むべき活動・方策の例】

- ・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、地域住民の参画を促す。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。